

〇令和8年度 自然災害等における警報発令時の対応(教育委員会) R8.5.28～新たな防災気象情報対応版

登校・登園前の場合

警報の有無・対処方法の基準		同報無線の基準											
◆午前6時30分の時点において 警戒レベル3相当の「氾濫警報」「大雨警報」「土砂災害警報」また、「暴風警報」「大雪警報」のいずれかの警報が一つでも発令されている場合 ○小・中学校 → 自宅待機 ※登校した児童・生徒については、安全を第一に学校で待機等の判断をする。 <table><tr><td>警戒レベル5相当</td><td>〇〇特別警報</td></tr><tr><td>警戒レベル4相当</td><td>〇〇危険警報</td></tr><tr><td>警戒レベル3相当</td><td>氾濫警報・大雨警報・土砂災害警報</td></tr><tr><td>警戒レベル2</td><td>〇〇注意報</td></tr><tr><td>警戒レベル1</td><td>早期注意情報</td></tr></table> 同報無線・緊急連絡メールで対応→		警戒レベル5相当	〇〇特別警報	警戒レベル4相当	〇〇危険警報	警戒レベル3相当	氾濫警報・大雨警報・土砂災害警報	警戒レベル2	〇〇注意報	警戒レベル1	早期注意情報	●午前6時30分の時点で警報発令されている場合： 教育委員会で放送する。（午前6時の消防本部からの町民向け放送は従来のまま。） ＊放送例＊ 「こちらは広報清水町です。清水町教育委員会からお知らせします。現在、大雨警報が発令されているため、公立小中学校の児童・生徒は指示があるまで自宅待機といたします。こちらは広報清水町です。」 ★警報が発令されておらず、学校から自宅待機の指示が出ていない場合も、登校が危険だと家庭で判断した場合は自宅待機をしてもよい。（その場合は、遅刻扱いにしない。）	
警戒レベル5相当	〇〇特別警報												
警戒レベル4相当	〇〇危険警報												
警戒レベル3相当	氾濫警報・大雨警報・土砂災害警報												
警戒レベル2	〇〇注意報												
警戒レベル1	早期注意情報												
◆午前10時までに 警戒レベル3相当の「氾濫警報」「大雨警報」「土砂災害警報」また、「暴風警報」「大雪警報」のすべての警報が解除された場合 ○小・中学校 → 登校 同報無線・緊急連絡メールで対応→		＊放送例＊ 「こちらは広報清水町です。清水町教育委員会からお知らせします。警報が解除されましたので、公立小中学校の児童・生徒の皆さんは、学校からのメールの指示に従って安全を確認しながら登校するようにしてください。こちらは広報清水町です。」											
◆午前10時の時点において 上記警報のすべての警報が解除されていない場合 ○小・中学校→ 休校 同報無線・緊急連絡メールで対応→		＊放送例＊ 「こちらは広報清水町です。清水町教育委員会からお知らせします。午前10時現在、大雨警報が解除されていないため、本日は公立小中学校を休校といたします。こちらは広報清水町です。」											
※警報は解除されていないが、天候の回復が予想され、安全が確認された場合 ○小・中学校→ 登校 同報無線・緊急連絡メールで対応→		＊放送例 「こちらは広報清水町です。清水町教育委員会からお知らせします。〇時現在、大雨警報は解除されていませんが、今後、天候の回復が見込まれますので、学校からのメールの指示に従って安全を確認しながら登校するようにしてください。こちらは広報清水町です。」											
在学中の場合各小中学校長の判断を基本とする。													

※同報無線音声サービス 055-973-0202（同報無線で放送した内容を電話で確認できるサービス）